

墓地の廃止許可手続きについて

- 1 まず、墓地が設置されている町役場の担当課で、改葬許可を受けてください。
(改葬許可：遺骨を他の墓地などに移す許可のこと)
町役場の担当課については、下表を確認してください。
- 2 次に、①～⑤の書類を各2部準備し、町役場の担当課へ提出してください。

①墓地廃止許可申請書	
②墓地付近の地図	縮尺 1/2500 程度。墓地の場所が分かるよう しるしをつけた住宅地図など
③墓地の平面図	墓地を上から見て、縦と横の長さを記載したもの
④墓地の姿図	墓地全体を撮影した写真でも可
⑤墓地の土地登記事項証明書	申請前 3 ヶ月以内に、法務局で取得されたもの

※廃止許可申請者と墓地の所有者が異なる場合は、その関係性が分かる書類（戸籍謄本など）も提出してください。

- 3 書類内容に問題がなければ、広島県西部保健所広島支所で廃止許可証を発行します。
- 4 廃止許可証の受取後に、墓地を廃止してください。
(さら地にしてから、法務局で土地の登記地目を墓地以外に変更)

【 町役場担当課一覧 】

町名	担当課名	住所	電話番号
安芸郡府中町	環境課	府中町大通三丁目 5 番 1 号	082-286-3242
安芸郡海田町	地域みらい課	海田町南昭和町 14 番 17 号	082-823-9219
安芸郡熊野町	生活環境課	熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	082-820-5606
安芸郡坂町	環境防災課	坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	082-820-1506
山県郡安芸太田町	税務住民課	安芸太田町大字戸河内 784 番地 1	0826-28-2114